

私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園を
設置する学校法人理事長 殿

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課長

令和6年度福岡県私立学校経常費補助金（特別支援教育加算）に係る
事業計画書の提出について（通知）

このことについて、標記補助金の交付を受けようとする場合は、下記のとおり事業計画書を提出していただきますようお願いします。なお、該当がない場合も別紙様式にて回答願います。

また、補助金の申請にあたり、保護者から証明書類等を取得する際は、資料や同意書を配布するのみに留まらず、補助金の趣旨等について保護者の理解が得られるよう、各幼稚園等において十分な御説明をお願いします。

記

今年度から、補助要件が一部変更となりました。
以下の内容及び別紙留意事項を十分に御確認いただきますようお願いします。

<変更内容>

令和6年度から、以下表中のすべての幼稚園等について、補助要件を原則「対象園児1人以上就園」とする。

ただし、「**対象園児が2号認定児のみの幼稚園型認定こども園（並列型）**」と「**幼保連携型認定こども園（新設園）**」については、在籍園児数（当該年度の5月1日の園児数に、当該年度の1月における幼稚園児等の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児数を加えた数）が80人以上の場合、対象園児が2人以上就園していることを補助要件とする。

補助要件等は以下のとおりとする。（**表中下線部分**が変更箇所）

施設種別	園児の範囲	補助要件
① 幼稚園（私学助成園）	在園児	対象園児1人以上就園
② 幼稚園（新制度移行園）	在園児	対象園児1人以上就園
③ 幼稚園型認定こども園（接続型・単独型）	1・2号認定児	対象園児1人以上就園
④ 幼稚園型認定こども園（並列型）	1・2号認定児	対象園児1人以上就園 <u>※ただし、在籍園児数80人以上かつ2号認定児のみの場合は2人以上就園</u>
⑤ 幼保連携型認定こども園（移行園）	1号認定児	対象園児1人以上就園
⑥ 幼保連携型認定こども園（新設園）※	1号認定児	対象園児 <u>1人</u> 以上就園 <u>※ただし、在籍園児数80人以上の場合は2人以上就園</u>

※ 幼保連携型認定こども園（新設園）とは、平成27年度以降に新しく設置された幼保連携型認定こども園のことです。なお、幼稚園及び幼稚園型認定こども園から、幼保連携型認定こども園に移行した園は、移行した年度に関わらず全て⑤に該当します。

<提出書類について>

1 令和6年5月1日に在籍する園児に係る事業計画書

(1) 提出書類

- ① 特別支援教育加算対象園児名簿（調査票10-1）
- ② 補助金使途計画書（調査票11）
- ③ 保護者同意書
- ④ 心身障がいの状況を証明する書類（医療機関の判定書、身体障害者手帳の写し等）
- ⑤ 事業計画書・確認票（5月1日現在用）

(2) 提出期限

令和6年9月30日（月）まで ※必着

2 令和6年5月2日以降中途入園して令和6年10月1日に在籍する園児に係る事業計画書
（※令和6年10月1日以降に提出すること。）

(1) 提出書類

- ① 特別支援教育加算対象園児名簿（調査票10-2）
- ② 補助金使途計画書（調査票11）
- ③ 保護者同意書
- ④ 心身障がいの状況を証明する書類（医療機関の判定書、身体障害者手帳の写し等）
- ⑤ 事業計画書・確認票（10月1日現在用）

(2) 提出期限

令和6年10月31日（木）まで ※必着

<交付時期について>

当該補助金の交付時期については、原則例年どおりとしますが、補助要件が変更となったことに伴い、以下の申請は、交付時期を3月末とします。

- ① 幼稚園型認定こども園（並列型）が、対象園児2号認定児のみかつ対象園児数1人で申請
- ② 幼保連携型認定こども園（新設園）が、対象園児数1人で申請

1月始業日現在の満3歳児園児数調査（1月実施）が完了し、当該幼稚園等の在籍園児数が80人未満であることが判明するのが1月中旬頃となり、12月の交付時期に間に合わないため、3月交付にて全額概算払するものです。

【連絡先（提出先）】

〒812-8577（住所記載不要）
福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課
運営支援係 担当：三好
TEL 092-643-3083 FAX 092-643-3135
メール keijouhi@pref.fukuoka.lg.jp